

令和7年2月19日(作成)

令和7年2月22日(更新)

※ 例 5 を 追 加 し ま し た

(参考)賃金改善のイメージについて

賃上げ支援分について、賃金改善のいくつかのパターンを掲載しています。
賃上げ支援分の申請にあたっての検討の参考としてください。

[注意]

この資料は、交付要綱や資料作成時点で厚生労働省が示す情報をもとに、
島根県が参考として作成するものです。

今後、追加の情報が示され次第、この資料も更新していく予定としています
ので、定期的にご確認ください。

※ あくまで参考資料ですので、詳細は交付要綱等をご確認ください。

[参考]

賃上げ支援分は、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている
施設等が対象です(要件の詳細は交付要綱などをご覧ください。)

給付金における「ベースアップ」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる
手当の引き上げ。」を指します(定期昇給は除く)。

給付金は、賃金水準や基本給の引き上げに伴い増加する法定福利費の事業主
負担分にも充てることができます。

例1

対象職員5人につき、12月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
(無床診療所で給付金の交付額は15万円)

	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
	R7年11月末時点の賃金水準						
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件



【給付金を充てた額】

$$5,000円 \times 6か月(12月\sim 5月) \times 5人 = \underline{150,000円}$$

→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

例2

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
 加えて、3月に、12月～3月の4か月分相当の一時金等20,000円を支給
 (無床診療所で給付金の交付額は15万円)

				20,000円 ／人 ※一時金	5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
				5,000円×4か月分相当 →			
R7年11月末時点の賃金水準							
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

$$5,000円 \times 2か月(4・5月) \times 5人 + 20,000円 \times 5人 = \underline{150,000円}$$

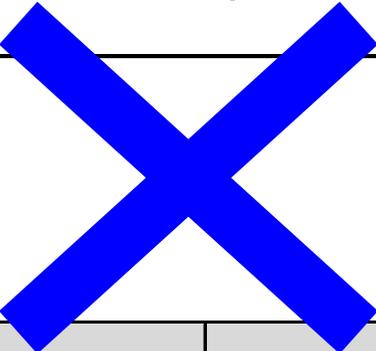
→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

【注意】

一時金等で支給できるのは、12月～3月分の4月分について、令和8年3月までに支給する場合です。4・5月分は必ずベースアップが必要です。

例3

対象職員5人につき、4月から、月5,000円／人の賃金改善を実施
(無床診療所で給付金の交付額は15万円)



					5,000円 ／人	5,000円 ／人	5,000円 ／人
		R7年11月末時点の賃金水準					
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月～

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金の対象に認められません】

このパターンでは、賃金改善は2か月間のみであり、交付要綱で定める、12月～5月の6か月間の賃金改善が行われていないため、給付金の対象には認められません。

給付金の対象とするには、例2のように、12月～3月の4か月分相当を一時金として支払うなどの対応が必要です。

例5

対象職員5人につき、4月から、月6,000円／人の賃金改善を実施
 加えて、3月に、月4,500円×4か月分(18,000円)の一時金等を支給
 (無床診療所で給付金の交付額は15万円)

				18,000円 ／人 ※一時金等	6,000円 ／人	6,000円 ／人	6,000円 ／人	
			4,500円×4か月分相当 →					
			R7年11月末時点の賃金水準					
R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

R8年6月以降も賃金改善の水準を維持 又は 拡大することが条件

【給付金を充てた額】

$$6,000円 \times 2か月(4・5月) \times 5人 + 18,000円 \times 5人 = \underline{150,000円}$$

→ 給付金の受領後、実績報告において、賃金改善の結果を報告

【注意】

これは、一時金水準(4,500円) < ベア水準(6,000円)となるパターンですが、給付金の対象に認められます。ただし、両者の配分が極端な配分とならないよう、バランス良く配分してください。

また、例2と同様に、一時金等の場合、令和8年3月までに支給することが必要です。

例6

R7年度に既に実施した賃金改善に充てる場合
 (交付要綱 別記1 6 ※の一つ目のパターン)

	2,500円 (1%部分) ※2%超過							
	5,000円 (2%部分)							
R7年3月 賃金水準 250,000円/月								
R7.3月	R7.4月~11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~

【給付金を充てることができる部分】

R7.3月の賃金水準から、2%以上の賃金改善を行っている場合、2%を超える部分に充てることが可能

(例)R7.4月から、3%の賃金改善を実施(25万円×3%=7,500円/月)

2%を超える1%部分(2,500円/月)に充当可能

※ ただし、余剰が生じる場合、更なる賃金改善に充てる必要があります。